

審査の実施状況の公表について

◎ 審査の実施状況の公表

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 27 条の 18 及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成 17 年茨城県労働委員会規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年における不当労働行為事件の審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 3 日

茨城県労働委員会会長 亀 田 哲 也

1 取扱件数

前年からの繰越件数	2件
新規申立件数	5件
計	7件

2 終結件数

取 扱 件 数		7件
終 結 件 数		2件
終結状況	命令・決定	1件
	和 解	1件
	取 下 げ	一件
翌 年 へ の 繰 越 件 数		5件

3 終結事件の審査の期間の状況

申立年月日	事件番号	終結年月日	終結状況	審査の期間
令和 2 年 2 月 13 日	令和 2 年(不)第 1 号	令和 6 年 3 月 27 日	棄却	約 4 年 1 箇月
令和 5 年 2 月 22 日	令和 5 年(不)第 1 号	令和 6 年 3 月 8 日	関与和解	約 1 年 1 箇月

(注) 当委員会における審査の期間の目標は「1 年 6 箇月」である（平成 17 年 3 月 17 日総会決定。平成 17 年 3 月 24 日茨城県労働委員会告示第 1 号で告示）。